

徳島県国土強靱化地域計画推進会議
徳島県地震防災対策推進会議

日 時：平成28年3月22日（火）
15時00分～
場 所：県庁4階 405会議室

次 第

- 1 地震対策行動計画の平成27年度末進捗状況見込について
- 2 地震対策行動計画の「後期計画」案について
- 3 徳島県国土強靱化地域計画の工程表について
- 4 その他

徳島県国土強靱化地域計画推進会議
 徳島県地震防災対策推進会議 配席表

日時：平成28年3月22日（火）15:00～
 場所：県庁4階 405会議室

入
口

随 行 者

随
行
者

農林水産部次長（県土強靱化担当） 井筒 伸二
 国土整備部次長（県土強靱化担当） 戸根 秀孝

農林水産部副部長 山本 俊也	●	●	●	国土整備部副部長 瀬尾 守
商工労働観光部副部長 仁木 弘	●			南部総合県民局副局長 森 繁生
保健福祉部副部長 松浦 博	●			西部総合県民局副局長 森 裕二
県民環境部副部長 東端 久和	●			企業局副局長 石井 裕通
経営戦略部副部長 安原 寿人	●			病院局総務課長 三好 誠治
政策創造部副部長 相田 芳仁	●			教育委員会副教育長 木下 慎次 代理 清水敏彦教育次長
危機管理部副部長 石本 寛子	●			警察本部警備課長 町口 計司

記
者
席

随
行
者

事
務
局

○	○	○	○
近藤次長	豊井政策監	黒石部長	坂東課長

徳島県国土強靱化地域計画推進会議
及び徳島県地震防災対策推進会議委員名簿

部局名	役職	氏名	国土強靱	地震防災
危機管理部	副部長	石本 寛子	○	○
政策創造部	副部長	相田 芳仁	○	○
経営戦略部	副部長	安原 寿人	○	○
県民環境部	副部長	東端 久和	○	○
保健福祉部	副部長	松浦 博	○	○
商工労働観光部	副部長	仁木 弘	○	○
農林水産部	副部長	山本 俊也	○	○
	次長(国土強靱化担当)	井筒 伸二	○	
県土整備部	副部長	瀬尾 守	○	○
	次長(国土強靱化担当)	戸根 秀孝	○	
南部総合県民局	副局長	森 繁生	○	○
西部総合県民局	副局長	森 裕二	○	○
企業局	副局長	石井 裕通	○	○
病院局	総務課長	三好 誠治	○	○
教育委員会	副教育長	木下 慎次	○	○
警察本部	警備課長	町口 計司	○	○

徳島県地震防災対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 南海トラフの地震などの防災対策について、総合的かつ実効性の高い取り組みを着実に推進するため、徳島県地震防災対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域防災計画の実施の推進に関する重要事項
- (2) 徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画の策定及び推進
- (3) その他防災対策の推進に関する重要事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長、会員をもって構成する。

2 会長は政策監、副会長は危機管理部長、会員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進会議)

第4条 推進会議は会長が招集し、これを総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が出席できないときは、その職務を代理する。

3 会長は、学識経験者等に推進会議への出席を要請し、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 推進会議は、南海トラフの地震等の防災対策に関する具体的な取り組みを図るため、幹事会を置く。

2 幹事長は危機管理部副部長の職にある者をもって充て、幹事は別表第2に掲げる課等の長が指名する者とする。

3 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。

4 幹事長は、関係者に対し幹事会への出席を要請し、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、必要に応じ特定の課題について検討するため、ワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、南海地震防災課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 6月 9日から施行する。

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成21年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年 5月 2日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 2日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 5月31日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 5月 1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

会員	危機管理部副部長 政策創造部副部長 経営戦略部副部長 県民環境部副部長 保健福祉部副部長 商工労働観光部副部長 農林水産部副部長 県土整備部副部長 南部総合県民局副局長 西部総合県民局副局長 企業局副局長 病院局総務課長 副教育長 警察本部警備課長
----	---

別表 2 (第 5 条関係)

幹事	危機管理部	危機管理政策課 とくしまゼロ作戦課 消防保安課 防災人材育成センター 安全衛生課 動物愛護管理センター
	政策創造部	総合政策課 市町村課 地域振興課
	経営戦略部	総務課 職員厚生課 管財課 情報システム課
	県民環境部	県民環境政策課 環境首都課 環境指導課 環境管理課 次世代育成・青少年課 男女参画・人権課
	保健福祉部	保健福祉政策課 地域福祉課薬務課 障がい福祉課 医療政策課 健康増進課 長寿いきがい課
	商工労働観光部	商工政策課 企業支援課 観光政策課 国際戦略課
	農林水産部	農林水産政策課 農山漁村振興課 農業基盤課 水産振興課 林業戦略課 森林整備課
	県土整備部	県土整備政策課 建設管理課 都市計画課 水・環境課 住宅課 営繕課 道路整備課 高規格道路課 河川整備課 砂防防災課 運輸政策課 交通戦略課
	南部総合県民局	津波減災部
	西部総合県民局	企画振興部
	病院局	総務課
	企業局	経営企画戦略課
	教育委員会	教育総務課
	警察本部	警備課

徳島県国土強靱化地域計画推進会議設置要綱

（目的）

第1条 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき策定した「徳島県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を計画的かつ着実に推進するため、徳島県国土強靱化地域計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について、協議する。

- (1) 地域計画の推進に関する重要事項
- (2) 地域計画の検証及び見直し
- (3) その他、地域計画に関する重要事項

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長、会員をもって構成する。

2 会長は政策監（危機管理に関する施策について知事を補佐するものに限る。）、副会長は危機管理部長、会員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（推進会議）

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が出席できないときは、その職務を代理する。

3 会長は、学識経験者等に推進会議への出席を要請し、意見を聞くことができる。

（事務局）

第5条 推進会議の事務局は、とくしまゼロ作戦課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>会員</p>	<p>危機管理部副部長 政策創造部副部長 経営戦略部副部長 県民環境部副部長 保健福祉部副部長 商工労働観光部副部長 農林水産部副部長 県土整備部副部長 南部総合県民局副局長 西部総合県民局副局長 企業局副局長 病院局総務課長 教育委員会副教育長 警察本部警備課長 農林水産部次長 (県土強靱化担当) 県土整備部次長 (県土強靱化担当)</p>
-----------	---